

令和 7 年第 18 回（10 月） 上越市選挙管理委員会定例会

1 日 時 令和 7 年 10 月 6 日（月）午後 2 時

2 場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室

3 付議事項

議案第 90 号 在外選挙人名簿の抹消及び登録について

議案第 91 号 上越市長選挙における投票所の変更について

議案第 92 号 上越市議会議員補欠選挙の日程について

議案第 93 号 令和 7 年第 16 回定例会の議決議案の一部変更について

議案第 94 号 上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

議案第 95 号 上越市議会議員補欠選挙におけるポスターの検印又は証紙の取扱いについて

議案第 96 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票の順序について

議案第 97 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票の順序について

議案第 98 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

議案第 99 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

議案第 100 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票の順序について

議案第 101 号 上越市議会議員補欠選挙における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について

議案第 102 号 上越市議会議員補欠選挙における点字投票用紙の様式等について

議案第 103 号 上越市議会議員補欠選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

議案第 104 号 上越市議会議員補欠選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車表示板等の印の指定について

議案第 105 号 上越市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

4 協議事項

協議 1 上越市議会議員補欠選挙の執行計画について

- 協議 2 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について
- 協議 3 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票計画について
- 協議 4 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙公報の仕様及び配布について
- 協議 5 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所入場券の様式等について
- 協議 6 上越市議会議員補欠選挙における違反の疑いのあるポスターの対応について
- 協議 7 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における外部立会人の候補者選定について
- 協議 8 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における街頭啓発等の実施について

5 報告事項

- 報告 1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任について
- 報告 2 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における立候補予定者説明会の開催結果について
- 報告 3 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における立候補予定者の届出関係書類の事前審査の報告について
- 報告 4 上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の仕様について
- 報告 5 上越市議会議員補欠選挙における電力会社に対する投票所及び選挙会会場の送電確保の依頼について
- 報告 6 上越市議会議員補欠選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び選挙会会場の秩序維持の依頼について
- 報告 7 令和 7 年第 4 回（9 月）上越市議会定例会の結果について
- 報告 8 令和 7 年度明るい選挙啓発ポスター及び標語の審査結果について
- 報告 9 専決処分した内容について

6 その他

次回以降の選挙管理委員会開催等について

※ 定例会終了後、選挙長事務打合せ

- 協議 1 上越市議会議員補欠選挙における立候補届出の受付について
- 協議 2 上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時指定について

令和 6 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

「18 歳 新たな任務 選挙権」

三和中学校 2 年 上野 渚月 さん

議案第 90 号 在外選挙人名簿の抹消及び登録について

- 1 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 11 の規定により、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

氏 名	生年月日	性別	登 録 種 別 (登 録 日)	抹消理由	備考
		女	本籍地登録 (平成 18 年 1 月 10 日)		

- 2 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、次の者を在外選挙人名簿に登録する。

氏 名	生年月日	性別	登 録 種 別 (登 録 日)	登録申請日	備考
		女	最終住所地 (令和 7 年 10 月 6 日)		

< 参考 >

(単位：人)

区 分		男	女	計
前回（令和 7 年 9 月 1 日現在） の名簿登録者数	A	25	56	81
前回から今回までの間の 帰国者数及び職権消除者数	B	0 (0)	1 (0)	1 (0)
前回から今回までの間の 死亡者数	C	0	0	0
抹消者数計 (B+C)	D	0 (0)	1 (0)	1 (0)
前回から今回までの間の 名簿登録者数	E	0	1	1
令和 7 年 4 月 9 日現在の 名簿登録者数 (A-D+E)	F	25	56	81

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで職権消除者数

議案第 91 号 上越市長選挙における投票所の変更について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり変更する。

1 変更する投票所

投票区		投票所となる施設	
		変更前	変更後
合併前上越市	第 10 投票区	城北中学校	市民プラザ (別紙 1 のとおり)
合併前上越市	第 34 投票区	春日中学校	春日謙信交流館

(10 月 7 日告示予定)

議案第 92 号 上越市議会議員補欠選挙の日程について

令和 7 年 10 月 6 日付け上議第 339-2 号で通知のあった上越市議会議員の欠員発生に伴い執行する上越市議会議員補欠選挙は、公職選挙法第 113 条第 3 項の規定により、令和 7 年 10 月 19 日告示、同 26 日投票期日の上越市長選挙と同時に行う。

議案第 93 号 令和 7 年第 16 回定例会の議決議案の一部変更について

上越市議会議員補欠選挙が上越市長選挙と同時に行われることに伴い、令和 7 年 8 月 6 日第 16 回定例会で議決された議案の一部について、次のとおり変更する。

議案番号	変更前	変更後
議案第 59 号	上越市長選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について
議案第 60 号	上越市長選挙における選挙長事務取扱場所の指定	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙長事務取扱場所の指定

議案第 61 号	上越市長選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定
議案第 63 号	上越市長選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定
議案第 64 号	上越市長選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所
議案第 65 号	上越市長選挙における期日前投票所を設ける場所について	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所を設ける場所について
議案第 66 号	上越市長選挙における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更
議案第 67 号	上越市長選挙における各投票区の投票所を設ける場所	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所を設ける場所
議案第 68 号	上越市長選挙における投票所の閉鎖時刻の変更	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の閉鎖時刻の変更
議案第 69 号	上越市長選挙における開票事務と選挙会事務との合同	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同
議案第 70 号	上越市長選挙における開票及び選挙会を行う場所及び日時	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票及び選挙会を行う場所及び日時
議案第 71 号	上越市長選挙における開票及び選挙会の参観人の数	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票及び選挙会の参観人の数
議案第 72 号	上越市長選挙における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定
議案第 73 号	上越市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定

(10 月 19 日告示予定)

議案第 94 号 上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 4 及び上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条の規定により、ポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

1 ポスター掲示場の設置場所

上越市議会議員補欠選挙 別紙 2 のとおり（ 524 か所）

（設置完了後直ちに告示予定）

議案第 95 号 上越市議会議員補欠選挙におけるポスターの検印又は証紙の取扱いについて

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 4 及び上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 1 条の規定によるポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターについて、上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 7 条の 2 に規定する上越市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の行う検印、又は委員会から交付を受けた証紙を貼付してあるものとして取り扱うこととする。

なお、候補者に交付する証紙の枚数は、原則として 676 枚（法定数 1,200 枚－ポスター掲示場設置箇所数 524 か所）とし、公営ポスター掲示場へのポスター未掲示分がある候補者で証紙の追加交付を希望する場合は、未掲示分の箇所数の範囲内で交付する。

（10 月 19 日告示予定）

議案第 96 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票の順序について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票の順序を次のとおり定める。

1 投票の順序

① 上越市長選挙

② 上越市議会議員補欠選挙

(10 月 19 日告示予定)

議案第 97 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票の順序について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票の順序を次のとおり定める。

1 投票の順序

① 上越市長選挙

② 上越市議会議員補欠選挙

(10 月 19 日告示予定)

議案第 98 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び第 3 項、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 3 のとおり選任する。

(10 月 19 日告示予定)

※期日前投票所の投票管理者は、上越市の課長級又は副課長級職員の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により課長級又は副課長級職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者も同様の取扱いとする。

議案第 99 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 4 のとおり選任する。

（10 月 19 日告示予定）

※投票所の投票管理者は、上越市の課長級又は副課長級職員の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により課長級又は副課長級職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者も同様の取扱いとする。

議案第 100 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票の順序について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票の順序について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 122 条の規定により次のとおり定める。

- 1 開票の順序 ①上越市長選挙 ②上越市議会議員補欠選挙 は同時に開始する。

（10 月 19 日告示予定）

議案第 101 号 上越市議会議員補欠選挙における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙における投票用紙（点字投票用紙を除く）、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒を次の様式等により調製する。

- 1 投票用紙の様式 別紙 5 のとおり

- 2 投票用紙などの色及びインクの色

区分	投票用紙及び封筒の色	字色・印影の色
上越市議会議員 補欠選挙	クリーム色	投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷し、 上越市選挙管理委員会の印は赤色の

		インクで刷り込むものとする
--	--	---------------

(10 月 19 日告示予定)

議案第 102 号 上越市議会議員補欠選挙における点字投票用紙の様式等について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙における点字投票用紙を次の様式等により調整する。

1 点字投票用紙の様式 別紙 6 のとおり

2 点字投票用紙の色及びインクの色

区分	点字投票用紙の色	字色・印影の色
上越市議会議員 補欠選挙	空色	点字投票である旨の表示は、黒色のインクで印刷し、上越市選挙管理委員会の印は黒色のインクで刷り込むものとする

(10 月 19 日告示予定)

議案第 103 号 上越市議会議員補欠選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式については、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

(10 月 19 日告示予定)

議案第 104 号 上越市議会議員補欠選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車表示板等の印の指定について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 141 条第 5 項及び第 143 条第 1 項並びに上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 4 条第 1 項、第 13 条及び第 14 条に規定する上越市選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき上越市選挙管理委員会の印は、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 23 条において準用する上越市公印規則（昭和 47 年規則第 49 号）第 9 条第 1 項の規定により刷り込むものと定める。

（10 月 19 日告示予定）

議案第 105 号 上越市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙における、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条及び同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 127 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりとする。

- 1 上越市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額
告示日の選挙人名簿登録者総数 ÷ 議員定数 32 × 501 円 + 220 万円

（10 月 19 日告示予定）

協議 1 上越市議会議員補欠選挙における執行計画について

上越市議会議員補欠選挙の事務執行を円滑かつ効率的に行うため、執行計画を次のとおりとしてよいか協議する。

- 1 執行計画 別紙 7 のとおり

協議 2 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の各種事務を正確かつ公正に行うため、期日前投票・不在者投票・当日投票にかかる事務要領を次のとおり取りまとめ、関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 関係事務要領 別紙 8 のとおり

協議 3 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票計画について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票について、次のとおり計画し関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 開票日程（計画）
開票開始 午後 9 時
開票終了 上越市長選挙 午後 11 時
上越市議会議員補欠選挙 午後 11 時 30 分
- 2 会場配置 別紙 9 のとおり
- 3 報道発表等に関する基本的事項 別紙 10 のとおり
- 4 その他 開票計画等の詳細は、次回以降の会議で協議

協議 4 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙公報の仕様及び配布について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙公報の仕様を別紙 11 のとおりとし、下記のとおり配付してよいか協議する。

- 1 配布部数 約 78,000 部
- 2 配布方法 町内会を通じて各世帯へ 1 部配布
- 3 配布期限 令和 7 年 10 月 24 日（金）… 法定期限：25 日（土）
※各町内会への配送は 10 月 21 日（火）～ 22 日（水）

協議 5 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所入場券の様式等について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所入場券を下記の様式により調整し、白色の用紙に緑色と赤色のインクで印刷するとともに、次のとおり印刷・発送することとしてよいか協議する。

- 1 投票所入場券 別紙 12 のとおり
- 2 印刷・発送 印刷 令和 7 年 10 月 6 日（月）～7 日（火）
郵便局引渡 令和 7 年 10 月 10 日（金）

協議 6 上越市議会議員補欠選挙における違反の疑いのあるポスターの対応について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙における違反の疑いのあるポスターについては、次のとおり対応してよいか協議する。

- 1 選挙事務所への注意喚起
 - ・警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所を F A X 等で連絡する。
 - ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
 - ・広報車による周知活動中に新たに発見したものは、随時注意喚起する。
- 2 撤去命令の通知等
違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を
発出するとともに、地元警察署への通報を行う。

協議 7 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における外部立会人の候補者選定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 10 項の規定に基づき、指定病院等の施設における不在者投票をより公正に行うため、施設等からの求めに応じて選挙管理委員会が任命する外部立会人について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

- 1 候補者選定
選挙啓発活動に取り組む「上越市明るい選挙推進協議会」の会員（選挙管理委員を

除く) から適任者を選定する。

2 外部立会人の任命・派遣

施設等からの求めがあった場合に外部立会人を任命し、立会いを依頼する。

※いずれの候補者も都合がつかない場合は、選挙管理委員会書記を派遣

協議 8 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における街頭啓発等の実施について

上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における啓発活動を、上越市明るい選挙推進協議会と合同で別紙 13 のとおり計画してよいか協議する。

報告 1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任等について

上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の執行に備え、次のとおり選挙管理委員会書記を併任したことを報告する。

- 1 併任者 39 人 別紙 14 のとおり
- 2 併任期間 令和 7 年 9 月 22 日 (月) から 10 月 31 日 (金) まで
- 3 業務内容 選挙管理委員会事務局及び各区総合事務所における選挙関係事務

報告 2 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における立候補予定者説明会の開催結果について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠の立候補予定者説明会の開催結果について、次のとおり報告する。

- 1 上越市長選挙立候補予定者説明会
 - (1) 日 時 令和 7 年 9 月 13 日 (土) 午後 2 時から
 - (2) 会 場 市民プラザ

(3) 出席者 6 陣営 (12 人)

(4) 内 容 「候補者のしおり」、「公費負担の手引」に基づき説明

※ 選挙運動用通常葉書は高田郵便局、選挙運動用自動車搭載の看板は上越警察署の各担当者が説明

2 上越市議会議員補欠選挙立候補予定者説明会

(1) 日 時 令和 7 年 10 月 4 日 (土) 午後 2 時から

(2) 会 場 市役所第 1 庁舎

(3) 出席者 7 陣営 (10 人)

(4) 内 容 「候補者のしおり」、「公費負担の手引」に基づき説明

※ 選挙運動用通常葉書は高田郵便局、選挙運動用自動車搭載の看板は上越警察署の各担当者が説明

報告 3 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の立候補予定者の届出関係書類の事前審査の報告について

上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の立候補予定者に対する届出関係書類の事前審査の進捗状況について、次のとおり報告する。

1 上越市長選挙の立候補予定者に対する事前審査

(1) 事前審査実施者数 6 人

(2) 事前審査の期限 10 月 3 日 (金)

2 上越市議会議員補欠選挙の立候補予定者に対する事前審査

(1) 期間 10 月 6 日 (月) から 10 日 (金) まで

(2) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 場所 上越市役所第 2 庁舎 選挙管理委員会事務局室

報告 4 上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の仕様について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の仕様を次のとおりとしたことを報告する。

1 規 格 右標題 2 段 6 区画

- 2 板 の 材 質 再生パルプ耐水ボード（S Tボード）
- 3 裏 柵 30mm×40mm 角又はこれと同程度の強度を有する垂木（杉材）
- 4 印 刷 色 標題部の選挙名、投票日の数字部分 … 黒色
その他の注意書き、区画番号、柵等 … 黒色

報告 5 上越市議会議員補欠選挙における電力会社に対する投票所及び開票会場の送電確保の依頼について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙の投票及び開票を円滑に行うため、市内の期日前投票所、選挙当日の投票所、開票会場及び木田庁舎が停電しないよう、次のとおり電力会社へ要請したことを報告する。

- 1 要 請 日 令和 7 年 9 月 24 日（水）
- 2 要 請 先 東北電力（株）上越営業所及び糸魚川営業所

報告 6 上越市議会議員補欠選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び選挙会会場の秩序維持の依頼について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙の投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所の巡回及び選挙会会場の秩序維持のため、次のとおり管内警察署へ要請したことを報告する。

- 1 要 請 日 令和 7 年 9 月 24 日（水）
- 2 要 請 先 上越警察署及び妙高警察署

報告 7 令和 7 年第 4 回（9 月）上越市議会定例会の結果について

本定例会の結果について、次のとおり報告する。

1 関係案件

- ・議案第 83 号 令和 6 年度上越市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第 97 号 上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

2 選挙管理委員会に係る総括質疑、総務常任委員会における質疑等 別紙 15 のとおり

3 選挙管理委員会に係る一般質問 なし

4 審議結果 選挙管理委員会に係る議案は原案のとおり可決

報告 8 令和 7 年度明るい選挙啓発ポスター及び標語の審査結果について

今年度の明るい選挙啓発ポスター及び標語の審査を上越市明るい選挙推進協議会とともに実施したので、その結果を次のとおり報告する。

1 審査日時 令和 7 年 9 月 17 日（水） 午後 2 時 30 分～4 時

2 会 場 春日謙信交流館 集会室 1・2

3 審査結果 別紙 16 のとおり

報告 9 専決処分した内容について

告示番号	告 示 日	件 名
47	令和 7 年 9 月 1 日	各種請求を行うに必要な連署者数について
48	令和 7 年 9 月 1 日	市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
49	令和 7 年 9 月 29 日	令和 7 年第 18 回（10 月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について
50	令和 7 年 10 月 3 日	上越市長選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について
51	令和 7 年 10 月 3 日	上越市長選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定 上越市議会議員補欠選挙 選挙長事務打合せ

協議 1 上越市議会議員補欠選挙における立候補届出の受付について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙における立候補届出の受付について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 日 時 | 令和 7 年 10 月 19 日（日）午前 8 時 30 分 |
| 2 | 会 場 | 上越市役所木田第 1 庁舎 401 会議室 |
| 3 | 参集時刻 | 選挙管理委員 午前 8 時
明推協正副会長 午前 8 時 15 分
選 管 職 員 午前 7 時 30 分 |

協議 2 上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条の規定により読み替えて準用される同法第 62 条の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 |
| | 場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室 |
| | 日 時 令和 7 年 10 月 23 日（木）午後 5 時 30 分 |

(10 月 19 日告示予定)

※くじは、立会人届出順に選挙長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号順に所要事項を決定する。また、選挙立会人が 3 人に満たない場合は、選挙管理委員補充員等から選任する。